

## 第4章 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号関係）

弘前市全域を、景観計画区域とします。

市では、

- ・ 景観の象徴である岩木山は、市内のいたる所から眺めることができる
- ・ 景観資源が市全域に分布している
- ・ 山地・田園・市街地が調和して、弘前ならではの奥行きのある景観を形成している

という弘前市の景観の特徴と、

- ・ これまで自主条例などにより市全域を対象に景観づくりを進めてきた

経緯から、景観づくりの取り組みは市全域を対象に検討していく必要があるため、弘前市全域を景観計画区域とします。

